

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成28年9月8日(2016.9.8)

【公開番号】特開2015-24507(P2015-24507A)

【公開日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-008

【出願番号】特願2013-153614(P2013-153614)

【国際特許分類】

B 4 1 J 21/00 (2006.01)

H 0 4 N 1/00 (2006.01)

G 0 6 F 3/12 (2006.01)

B 4 1 J 29/38 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 21/00 Z

H 0 4 N 1/00 C

G 0 6 F 3/12 M

B 4 1 J 29/38 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月22日(2016.7.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フ lap を有する封筒を保持する保持手段と、

前記保持手段に保持される前記封筒のフ lap の位置をユーザから受け付ける受付手段と、

前記受付手段によって受け付けたフ lap の位置に基づいて、前記封筒に印刷すべき画像の向きを決定して当該画像を決定した向きで前記封筒に印刷するよう制御する制御手段と、を備えることを特徴とする印刷装置。

【請求項2】

前記受付手段により受け付けられる前記封筒のフ lap の位置は、

(1) 前記フ lap が、前記封筒の前記フ lap 以外の部分である前記封筒の本体部分よりも、該封筒の搬送方向下流側にくるようにセットされる第1の位置、

(2) 前記フ lap が、前記封筒の本体部分よりも、該封筒の搬送方向の上流側にくるようにセットされる第2の位置、および、

(3) 前記フ lap と前記封筒の本体部分とが、前記搬送方向と直交する方向に沿って並ぶようにセットされる第3の位置、

を含むことを特徴とする請求項1に記載の印刷装置。

【請求項3】

前記保持手段に、前記封筒のフ lap が開いた状態で前記封筒が保持されるか、前記封筒が閉じた状態で前記封筒が保持されるかを判断する判断手段をさらに有し、

前記制御手段は、前記判断手段による判断の結果、及び、前記受付手段によって受け付けたフ lap の位置に基づいて、前記封筒に印刷すべき画像の向きを決定して当該画像を決定した向きで前記封筒に印刷するよう制御することを特徴とする請求項2に記載の印刷装置。

【請求項 4】

前記制御手段は、前記判断手段によって前記封筒のフラップが開いた状態で前記封筒が保持されると判断され、前記受付手段によって前記封筒のフラップの位置として前記第2の位置をユーザから受け付けた場合に、前記封筒に印刷すべき画像を第1の向きで前記封筒に印刷するよう制御し、前記判断手段によって前記封筒のフラップが閉じた状態で前記封筒が保持されると判断され、前記受付手段によって前記封筒のフラップの位置として前記第1の位置をユーザから受け付けた場合に、前記封筒に印刷すべき画像を前記第1の向きとは異なる第2の向きで前記封筒に印刷するよう制御することを特徴とする請求項3に記載の印刷装置。

【請求項 5】

前記制御手段は、前記受付手段によって前記封筒のフラップの位置として前記第3の位置をユーザから受け付けた場合に、前記判断手段によって前記封筒のフラップを開いた状態で前記封筒が保持されると判断されても、前記判断手段によって前記封筒のフラップが閉じた状態で前記封筒が保持されると判断されても、前記封筒に印刷すべき画像を前記第1の向き及び前記第2の向きとは異なる第3の向きで前記封筒に印刷するよう制御することを特徴とする請求項4に記載の印刷装置。

【請求項 6】

前記フラップのサイズを設定する設定手段をさらに有し、

前記判断手段は、前記設定手段によって設定された前記フラップのサイズが0であるか否かに従って、前記封筒のフラップが開いた状態で前記封筒が保持されるか、前記封筒のフラップが閉じた状態で前記封筒が保持されるかを判断することを特徴とする請求項3乃至5のいずれか1項に記載の印刷装置。

【請求項 7】

前記判断手段によって前記封筒のフラップが開いた状態で前記封筒が保持されると判断された場合に、前記受付手段によって、前記保持手段に保持された前記封筒のフラップの位置として前記第1の位置を受け付けないよう制御する受け付け制御手段をさらに有することを特徴とする請求項6に記載の印刷装置。

【請求項 8】

前記受け付け制御手段は、前記判断手段によって前記封筒のフラップが閉じた状態で前記封筒が保持されると判断された場合に、前記受付手段によって、前記保持手段に保持された前記封筒のフラップの位置として前記第2の位置を受け付けないよう制御することを特徴とする請求項7に記載の印刷装置。

【請求項 9】

前記保持手段は、手差しトレイであることを特徴とする請求項1乃至8のいずれか1項に記載の印刷装置。

【請求項 10】

フラップを有する封筒を保持する保持手段と、

前記保持手段に、前記封筒のフラップが開いた状態で前記封筒が保持されるか、前記封筒のフラップが閉じた状態で前記封筒が保持されるかを判断する判断手段と、

前記保持手段に保持される前記封筒のフラップの位置として、前記封筒の搬送方向の先端または前記封筒の搬送方向の後端をユーザから受け付ける受付手段と、

前記判断手段によって前記封筒のフラップが開いた状態で前記封筒が保持されると判断された場合に、前記封筒のフラップが、前記封筒の本体部分よりも、該封筒の搬送方向の下流側にくるようにセットされる状態で前記封筒を前記保持手段に保持させるべきでないことをユーザに通知し、前記判断手段によって前記封筒のフラップが閉じた状態で前記封筒が保持されると判断された場合に、前記封筒のフラップが、前記封筒の本体部分よりも、該封筒の搬送方向の上流側にくるようにセットされる状態で前記封筒を前記保持手段に保持させるべきでないことをユーザに通知する通知手段と、、を備えることを特徴とする印刷装置。

【請求項 11】

フ ラ ッ プ を 有 す る 封 筒 を 保 持 す る 保 持 手 段 を 備 え る 印 刷 装 置 の 制 御 方 法 で あ つ て 、
前 記 保 持 手 段 に 保 持 さ れ る 前 記 封 筒 の フ ラ ッ プ の 位 置 と し て 、 前 記 封 筒 の 搬 送 方 向 の 先 端
ま た は 奥 ま た は 前 記 封 筒 の 搬 送 方 向 の 後 端 を ユ ー ザ か ら 受 け 付 け る 受 付 工 程 と 、

前 記 受 付 工 程 で 受 け 付 け た フ ラ ッ プ の 位 置 に 基 づ い て 、 前 記 封 筒 に 印 刷 す べ き 画 像 の 向
き を 決 定 し て 当 該 画 像 を 前 記 封 筒 に 印 刷 す る よ う 制 御 す る 制 御 工 程 と 、 を 有 す る こ と を 特
徴 と す る 印 刷 装 置 の 制 御 方 法 。

【 請 求 項 1 2 】

請 求 項 1 1 に 記 載 さ れ た 印 刷 装 置 の 制 御 方 法 を 、 コ ン ピ ュ タ に 実 行 さ せ る た め の プ ロ
グ ラ ム 。

【 手 続 補 正 2 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 紹 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 0 9

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

【 0 0 0 9 】

本 発 明 に 係 る 印 刷 装 置 は 、 フ ラ ッ プ を 有 す る 封 筒 を 保 持 す る 保 持 手 段 と 、 前 記 保 持 手 段
に 保 持 さ れ る 前 記 封 筒 の フ ラ ッ プ の 位 置 を ユ ー ザ か ら 受 け 付 け る 受 付 手 段 と 、 前 記 受 付 手
段 に よ つ て 受 け 付 け た フ ラ ッ プ の 位 置 に 基 づ い て 、 前 記 封 筒 に 印 刷 す べ き 画 像 の 向
き を 決 定 し て 当 該 画 像 を 決 定 し た 向 き で 前 記 封 筒 に 印 刷 す る よ う 制 御 す る 制 御 手 段 と 、 を 備 え る
こ と を 特 徴 と す る 。

ま た 本 発 明 に 係 る 印 刷 装 置 は 、 フ ラ ッ プ を 有 す る 封 筒 を 保 持 す る 保 持 手 段 と 、 前 記 保 持
手 段 に 、 前 記 封 筒 の フ ラ ッ プ が 開 い た 状 態 で 前 記 封 筒 が 保 持 さ れ る か 、 前 記 封 筒 の フ ラ ッ
プ が 閉 じ た 状 態 で 前 記 封 筒 が 保 持 さ れ る か を 判 断 す る 判 断 手 段 と 、 前 記 保 持 手 段 に 保 持 さ
れ る 前 記 封 筒 の フ ラ ッ プ の 位 置 と し て 、 前 記 封 筒 の 搬 送 方 向 の 先 端 ま た は 前 記 封 筒 の 搬 送
方 向 の 後 端 を ユ ー ザ か ら 受 け 付 け る 受 付 手 段 と 、 前 記 判 断 手 段 に よ つ て 前 記 封 筒 の フ ラ ッ
プ が 開 い た 状 態 で 前 記 封 筒 が 保 持 さ れ る と 判 断 さ れ た 場 合 に 、 前 記 封 筒 の フ ラ ッ プ が 、 前
記 封 筒 の 本 体 部 分 よ り も 、 該 封 筒 の 搬 送 方 向 の 下 流 側 に く る よ う に セ ッ ト さ れ る 状 態 で 前
記 封 筒 を 前 記 保 持 手 段 に 保 持 さ せ る べ き こ と を ユ ー ザ に 通 知 し 、 前 記 判 断 手 段 に よ
つ て 前 記 封 筒 の フ ラ ッ プ が 閉 じ た 状 態 で 前 記 封 筒 が 保 持 さ れ る と 判 断 さ れ た 場 合 に 、 前 記
封 筒 の フ ラ ッ プ が 、 前 記 封 筒 の 本 体 部 分 よ り も 、 該 封 筒 の 搬 送 方 向 の 上 流 側 に く る よ う に
セ ッ ト さ れ る 状 態 で 前 記 封 筒 を 前 記 保 持 手 段 に 保 持 さ せ る べ き こ と を ユ ー ザ に 通
知 す る 通 知 手 段 と 、 を 備 え る こ と を 特 徹 と す る 。